

令和4年度第3回静岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
子ども・子育て支援部会 議事概要

日 時	令和4年12月23日（金）（書面開催）
出席者	<p>相田 芳久 一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会監事 天城 真美 静岡県PTA連絡協議会副会長 稲葉 靖子 静岡県地域活動連絡協議会監査 内山 千穂 日本労働組合総連合会静岡県連合会副事務局長 兼ジェンダー平等・多様性推進局長 栗山 信博 伊豆市健康福祉部長 白井 千晶 静岡大学人文社会科学部教授 鈴木 良則 一般社団法人静岡県経営者協会専務理事 竹居 昭子 静岡県児童養護施設協議会 土山 雅之 静岡県保育連合会会長 永倉 みゆき 静岡県立大学短期大学部教授 前田 浩之 東伊豆町住民福祉課参事 宮川 貴志 静岡県校長会 山田 有美子 公益社団法人静岡県母子寡婦福祉連合会 吉川 慶子 静岡県保育士会会長</p> <p style="text-align: right;">（五十音順、敬称略）</p>
議 事	<p>(1) 第2期ふじさんっこ応援プランの中間見直しの概要 (2) 県の施策の推進における目標等の中間見直し（素案） (3) 幼児期の教育・保育及び放課後児童クラブの需給計画の中間見直し（素案）</p>
配布資料	<p>資料1 第2期ふじさんっこ応援プランの中間見直し 資料2 指標の見直し（素案） 資料3 「現状と課題・具体的な取組」の見直し（素案） 資料4 第2期ふじさんっこ応援プラン第4章見直し（素案） 資料5 幼児期の教育・保育に係る第2期ふじさんっこ応援プランの中間見直しについて 資料6 放課後児童クラブに係る第2期ふじさんっこ応援プランの中間見直しについて</p>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び議事内容の性質に鑑み、書面開催とした。令和4年12月21日（水）に資料を送付、23日（金）にWEB説明を実施の上、令和5年1月6日（金）までを審議期間として意見・質問書の提出を依頼したところ、14件の意見・質問の提出があった。

各委員からの意見・質問及びそれらに対する回答については別紙のとおりである。

令和4年度第3回静岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども・子育て支援部会（書面開催）における意見・質問への回答

No.	委員名	資料番号	質問・意見	担当課	対応
1	相田委員	資料3・5 第1-2-(3) 栄養バランスのとれた朝食をとっている幼児、児童、生徒の割合	今回の見直しには入っていませんが、この数字を見て驚きましたし、この状況の背景や理由等は県ですでに把握されていたのでしょうか。特に幼児で4割に満たないという数字に驚きました。また、目標数をどの年代でも5割程度とした根拠は何か確認したいと思いました。 朝食を摂って一日をスタートするというリズムから外れざるを得ない理由は貧困ですか？ それとも家庭内放置ですか？ 親の就労の関係ですか？ いずれにしても子ども本人には原因はなく、少なくとも幼児から中学生までの子どもたちの「朝食を食べたい」という欲求はしっかり満たされるべき権利だと思うので、その原因に対応した具体的な解決策を講じるべきかと思います。 20年ほど前に当方が研修に赴いた米国ウィスコンシン州のプレスクール(4・5歳児)では貧困で朝食を摂ることができない幼児に園が簡単な朝食を登校後に与える制度がありました。(サンドイッチ程度) 併設されていた小学校でも同様でした。何か、良い解決策やそれに向けてのアクションは取れないのでしょうか…。	健康増進課	教育委員会が毎年実施している「朝食摂取状況調査」の結果から、幼児・児童・生徒の朝食摂取率は、すべての年代で95%を超えており、最新の結果では全体で97.0%と100%に近い割合が続いています。 この調査では、朝食摂取率に加えて、本計画の指標として掲げている「栄養バランスのとれた朝食をとっている（朝食に赤・黄・緑の3種類の食品を食べた）者の割合」を聞いており、その結果、栄養バランスの面からは不足している朝食をとっている子ども達が年代によっては5割以上見られています。目標値は、過去の数値の伸び率を踏まえて5割程度を目標値と設定しています。 本指標の改善に向けた対応として、県では食育ボランティアによる食育教室を開催し、幼児と保護者や子ども自身に朝食の大切さを伝え、実際の調理実習を通して栄養バランスのとれた食事について学ぶ機会を提供しています。 また、学校では、朝食摂取とバランスの良い食事を摂る重要性についての情報発信や学校給食習慣を活用し、食への関心を高める取組を行っています。
2	天城委員	資料3・5 第2-4-(3)	「地域学校協働本部または同等の機能を有する学校数」から「小中学校における地域学校協働本部の整備率」へと、数から率へ変更したのでしょうか。	社会教育課	今後は「同等の機能を有する学校」が「地域学校協働本部」として整備されることを目標に事業を推進していきます。また、統廃合等による学校数の減少及び他の施策の指標との整合を踏まえ、「学校数」から「整備率」に変更しています。
3	天城委員	資料4 No.22 資料5 第3-1-(1)	ヤングケアラー本人が「直接」声をあげることのできる関係機関や窓口は整備されないのでしょうか。	子ども家庭課	ヤングケアラー相談窓口として、2022年6月に電話相談、7月にLINE相談を開設しました。
4	稲葉委員	資料3・資料5 第2-3-(1)	認定こども園の設置数について 待機児童の解消を目指し、認定こども園の設置数を増やすことは、保護者にとっても助かることだと思います。しかし、園が増えても保育士による不適切な保育がなくならなければ、増やした意味がありません。安心して子供の命を預けられるこども園が増えることを願います。	子ども未来課	保育施設の利用を希望する全ての保護者が利用可能となるよう認定こども園の適正配置を進めていくとともに、設置したこども園で適切な運営がなされるよう、職場での振り返り等による不適切保育の防止や、研修等を通じた保育の質の向上についても促していくよう努めていきたいと考えております。
5	鈴木委員	資料5 第1-1	離婚してシングルマザーになると、生活が苦しくなる現実も、女性が結婚をリスクととらえる一因と考えられる。 母子世帯の貧困率は、48%と先進国で最高、養育費を含め支援の拡充等は盛り込めないか。	子ども未来課 子ども家庭課	第4章第1-1は、基本目標1である「結婚や出産の希望がかなえられる社会の実現」のため、若者が希望するライフスタイルに合わせたキャリア形成を実現できるよう支援するとともに、結婚して家庭を持つことに対する様々な夢を実現できるよう支援することを目的としています。 離婚や、それに伴う生活苦等のリスクに対しては、ひとり親家庭に対する児童扶養手当、就学支援時の費用助成、母子父子寡婦福祉資金、生活福祉資金等の経済的支援を行っている他、安定した職を得られるよう、就労支援として、ひとり親サポートセンターによる就業相談や職業紹介、資格取得のための講座開催等を行っています。それらの支援策については、プラン上では基本目標3「すべての子どもが大切にされる社会の実現」において盛り込んでいます。 「結婚」の希望をかなえる支援と、「離婚」がもたらすリスクへの支援については、支援の目的が異なることから、同一目標内に盛り込むことはしていませんが、プラン全体を通して、未来を担う子どもと子育て家庭を応援する作りとしています。
6	鈴木委員	資料5 第2-3-(2)	保育士養成については、学校教育・実習面でのレベルアップが必要。資格取得については、個人の資質判断も含め、よりハードルを高くすることも必要ではないか。	子ども未来課	保育士資格を取得するためには、指定養成校の卒業、または資格試験合格の2通りあり、いずれも児童福祉法に基づいて全国一律の基準で実施されています。また、近年の本県における保育士試験合格率を見ると2割から3割の間で推移しており、これを平易な試験であるとし、一義的に判断することは難しい状況です。県としましては、保育士会や保育連合会等の関係団体とも協力しながら、県や指定市町で実施する保育士等キャリアアップ研修等を充実させ、資格取得後のスキルアップを引き続き支援していくことで保育士のレベルアップを図っていきたくと考えております。
7	竹居委員	資料3・5 第2-1	子育てと仕事の両立支援 男性の育児休業取得率 目標値 25.8%はどのように設定された数値でしょうか。理由があれば教えてください。児童養護施設も男性も働きやすい工夫は必要と考えます	子ども未来課	国の「少子化社会対策大綱」及び県総合計画「新ビジョン 後期アクションプラン」に合わせて、目標値を設定しています。なお、国及び県総合計画においては、目標値を「令和7年度までに30%」としていますが、第2期ふじさんっこ応援プランは計画期間が令和6年度までのため、「令和7年度に30%を達成する場合の、令和6年度時点の途中経過の数値である25.8%」を、プランの目標値としています。
8	竹居委員	資料5 第2-3-(2)	保育の質の向上について 研修をして、その研修がレベルアップにつながる工夫をどのようにすべきか お考えがあれば教えてください。効果測定など。	子ども未来課	県や指定市町で実施する保育士等キャリアアップ研修等や、園内で実施する研修で学んだ事柄を、職員間で情報共有し、日々の保育の中で実践することで新たな気づき生まれ、それが次の演習の中で昇華され、再び実践へ戻り、新たな気づきを生み出す循環型学習が、レベルアップへの道と考えます。県としましては、園での日々の保育・研修による研鑽が有意義なものとなるよう、引き続き研修開催等による支援を継続していきます。
9	竹居委員	資料3・5 第3-1	児童養護施設等の児童の大学進学率73.3%の数値根拠の考えがありましたら教えてください。 社会的養護を必要とする子どもたちの支援の難しさを感じています。大学進学へ結びつける支援を考える必要を感じています。	子ども家庭課	平成29年度の学校基本調査による全国の高校生の大学進学率を根拠としています。
10	竹居委員	資料5 第3 すべての子どもが大切にされる社会の実現	この項目について、今後の取り組みについてたいへん期待をしております。 よろしく申し上げます。		

No.	委員名	資料番号	質問・意見	担当課	対応
11	永倉委員	第2-3-(2)イ 保育の質の向上	保育士の配置基準が静岡県として例えば1歳児を保育士1に対して3,4人にはできないのでしょうか。 静岡市のこども園は国の基準より手厚くなっていますが、手のかかる子どもが増えているのでそれでも大変だと聞きます。いろいろな問題が出てきている今、検討をする時期ではないかと思えます。	こども未来課	保育士配置基準は、国で定められた基準ですが、県では1・2歳児を対象とした保育士配置への補助を独自に実施しております。また、令和5年度からは、国の施策と連動し、大規模保育所において、4・5歳児クラスの保育士加配を可能とする支援が拡充されます。引き続き、保育現場の実態に見合った給付制度や配置基準の適正化について国に要望してまいります。
12	永倉委員	第2-3-(3)イ 保育の質の向上	不適切保育未然防止のための研修を増やすことは、現場の忙しさを増すだけであまり役には立たないのではないのでしょうか。(リモート研修ではなおさらです。)	こども未来課	県としましては、不適切保育への気付きや未然防止のための研修を実施することに伴い、日頃の保育について振り返る機会を設けさせていただいており、保育を行う上で必要な作業ととらえております。12月に実施した研修では、約8千人から視聴アンケートを受領し、様々な意見をいただいております。 今後の研修のあり方については、現場の負担にならないよう配慮しつつ、既存の研修内容に組み入れるといったことも含め、実施方法について検討していきます。
13	永倉委員	第2-3-(4)イ 保育の質の向上	「指導監査」「立入調査」という考え方ではなく、近隣の園同士で保育を見合ったりするなどの定期的な交流の機会をつくり、県の関係者等が参加するなどのやり方で日常的に関与することはできないのでしょうか。	こども未来課	施設指導監査の実施だけでなく、保育所等の自己評価における第三者評価や公開保育等の外部評価がなされる環境の案内をしていきます。また、県において令和5年度から実施予定の保育相談窓口の設置や県主催のワークショップ等を通じて現場の意見を収集するなどして状況把握に努めていきたいと思えます。
14	山田委員	資料5 第3-1	ヤングケアラーの問題については、各家庭の状況にもよりますが、ひとり親家庭の相談現場でも、子の養育・監護者や家族が体調不良や精神的に不安定な状況が続くと、生活の為に当たり前のように家事や介護を行い、家族の精神的な支えとなっているケースが見受けられます。 子どもに自覚がなく表面化しにくいいため、今後もアンケート等での継続的な実態把握、サインを見逃さず、子どもがひとりで抱え込まないような体制づくり、福祉や教育現場など様々な機関との連携を貧困問題と併せて引き続きご検討いただければと思えます。	こども家庭課	ヤングケアラーを把握するためのアンケート調査の実施につきましては、教育委員会等と連携して取り組みを進めてまいります。また、ヤングケアラーの家庭が抱える課題は多岐にわたることから、ヤングケアラーを発見し、支援につなげることができるよう教育、福祉等様々な関係機関との連携を密にしてまいります。あわせて、関係機関との連携について、プラン本文への記載として反映させていただきます。